

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

地 域 振 興 部

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
27年-27 (27. 9. 18)	地域 振興	名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を求める意見書の提出について 反核・平和の火 りレー鳥取県実 行委員会	◎普天間移設をめぐる主な動き (注)・肩書は当時 ・平成 7年11月 「沖縄に関する特別行動委員会 (SACO)」が設置。 (注) SACO→Specil Action Committee on Okinawa(沖縄に関する特別行動委員会)の略であり、沖縄に所在する米軍施設・区域にかかわる諸問題に関し協議することを目的として、日米両政府により設置。 ・平成 8年12月 SACO最終報告において、普天間飛行場は今後5年ないし7年以内に、代替施設が完成し運用可能になった後、全面返還されることで合意。 ・平成10年11月 知事選挙で「建設後15年間は軍用共用の空港、その後の返還・民間専用空港化」を条件に、建設を容認する立場の稲嶺恵一氏が当選。 ・平成11年12月 名護市長の代替施設受入れ表明。 ・平成14年 7月 政府、県、関係市町村で構成する代替施設協議会において、代替施設基本計画案が決定。 ・平成18年 4月 政府は、V字型の滑走路とする新たな案（辺野古沖現行案）を提示し、名護市及び宜野座村と基本合意。 18年 5月 日米両政府は、米軍再編の最終報告において、V字型滑走路の設置で合意。 ・平成21年 9月 民主党、社民党、国民新党は、「米軍再編等のあり方について見直しの方向で臨む」とする三党連立政権合意に署名。(政権交代) ・平成22年 2月 県議会は、「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」を全会一致で可決。 ・平成22年11月 沖縄県知事選挙で「一日も早い普天間基地の危険性の除去」を公約にした仲井眞知事が再選。 ・平成25年 3月 沖縄防衛局が、代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請を県に提出。12月、沖縄県は埋め立てを承認。 ・平成26年 1月 名護市長選で辺野古移設に反対する稲嶺市長が再選。8月、政府が辺野古沿岸部で海底ボーリング調査を開始。 11月 沖縄知事選挙で辺野古移設に反対する翁長雄志氏が初当選。 ・平成27年 3月 政府が、ボーリング調査を再開。翁長知事が、沖縄防衛局に移設作業停止を指示。 4月 安倍晋三首相、菅義偉官房長官が、それぞれ翁長知事と初会談。5月、翁長知事が移設反対を訴えるため訪米。 7月 県の第三者委員会が、埋め立て承認に、法的瑕疵（かし）を認めるとの報告書を翁長知事に提出。 ・平成27年 8月10日 政府が、辺野古移設に関する作業を中止。 12日 辺野古移設をめぐる国と県の集中協議がスタート。 9月 7日 安倍首相と翁長知事は、集中協議の最終会合を行ったが、平行線のまま、協議は決裂。(集中協議は計5回) 12日 政府は、約1ヶ月間中断した辺野古移設の作業を再開。 10月13日 翁長知事が、辺野古沿岸部の埋め立て承認を正式に取り消し。 14日 沖縄防衛局が、埋め立て承認取り消しを不服として、国土交通相に審査請求と効力停止を申し立て。 28日 石井国土交通相が、翁長知事に承認取り消し処分を撤回するよう勧告。 29日 政府は辺野古沿岸部の埋め立ての本体工事に着手。 11月 2日 翁長知事は、第三者機関「国地方係争処理委員会」へ審査を申し出。 6日 翁長知事が、国土交通相の勧告を拒否。 9日 石井国土交通相が、翁長知事に対し、埋め立て承認取り消し処分を撤回するよう指示。 11日 翁長知事は、石井国土交通相に指示を拒否する文書を送付。 12日 政府は、辺野古沿岸部の海底ボーリング調査を再開。 13日 第三者機関「国地方係争処理委員会」初会合。 17日 石井国土交通相は、埋め立て承認取り消し処分の撤回を翁長知事に求め、福岡高裁那覇支部に提訴。 24日 沖縄県は、政府が辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しの効力を停止したことに対し、停止取り消しを求める訴えを起こす方針を固めた。(時事通信)

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
			◎特別法の住民投票について ・日本国憲法 第8章 地方自治 第95条【特別法の住民投票】 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。 ・国会法 第67条 一の地方公共団体のみに適用される特別法については、国会において最後の可決があつた場合は、別に法律で定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得たときに、さきの国会の議決が、確定して法律となる。 ・地方自治法 第261条【特別法の住民投票】 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法が国会又は参議院の緊急集会において議決されたときは、最後に議決した議院の議長（衆議院の議決が国会の議決となつた場合には衆議院議長とし、参議院の緊急集会において議決した場合には参議院議長とする。）は、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。 2 前項の規定による通知があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律を添えてその旨を総務大臣に通知し、総務大臣は、その通知を受けた日から5日以内に、関係普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他関係書類を移送しなければならない。 3 前項の規定による通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から31日以後60日以内に、選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わしめなければならない。 4 前項の投票の結果が判明したときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から5日以内に関係書類を添えてその結果を総務大臣に報告し、総務大臣は、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知つたときも、また、同様とする。 5 前項の規定により第3項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律の公布の手続をとるとともに衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
27年-30 (27. 10. 29)	地域 振興	米軍普天間飛行場の沖縄県名護市辺野古への移設に関連し、住民の民意を尊重すべきことを求める意見書の提出について 倉吉市 個人	◎普天間移設をめぐる主な動き (注)・肩書は当時 ・平成 7年11月 「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」が設置。 (注) SACO→Specil Action Committee on Okinawa(沖縄に関する特別行動委員会)の略であり、沖縄に所在する米軍施設・区域にかかわる諸問題に関し協議することを目的として、日米両政府により設置。 ・平成 8年12月 SACO最終報告において、普天間飛行場は今後5年ないし7年以内に、代替施設が完成し運用可能になった後、全面返還されることで合意。 ・平成10年11月 知事選挙で「建設後15年間は軍用共用の空港、その後の返還・民間専用空港化」を条件に、建設を容認する立場の稲嶺恵一氏が当選。 ・平成11年12月 名護市長の代替施設受入れ表明。 ・平成14年 7月 政府、県、関係市町村で構成する代替施設協議会において、代替施設基本計画案が決定。 ・平成18年 4月 政府は、V字型の滑走路とする新たな案（辺野古沖現行案）を提示し、名護市及び宜野座村と基本合意。 18年 5月 日米両政府は、米軍再編の最終報告において、V字型滑走路の設置で合意。 ・平成21年 9月 民主党、社民党、国民新党は、「米軍再編等のあり方について見直しの方向で臨む」とする三党連立政権合意に署名。(政権交代) ・平成22年 2月 県議会は、「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」を全会一致で可決。 ・平成22年11月 沖縄県知事選挙で「一日も早い普天間基地の危険性の除去」を公約にした仲井眞知事が再選。 ・平成25年 3月 沖縄防衛局が、代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請を県に提出。12月、沖縄県は埋め立てを承認。 ・平成26年 1月 名護市長選で辺野古移設に反対する稲嶺市長が再選。8月、政府が辺野古沿岸部で海底ボーリング調査を開始。 11月 沖縄知事選挙で辺野古移設に反対する翁長雄志氏が初当選。 ・平成27年 3月 政府が、ボーリング調査を再開。翁長知事が、沖縄防衛局に移設作業停止を指示。 4月 安倍晋三首相、菅義偉官房長官が、それぞれ翁長知事と初会談。5月、翁長知事が移設反対を訴えるため訪米。 7月 県の第三者委員会が、埋め立て承認に、法律的瑕疵（かし）を認めるとの報告書を翁長知事に提出。 ・平成27年 8月10日 政府が、辺野古移設に関する作業を中止。 12日 辺野古移設をめぐる国と県の集中協議がスタート。 9月 7日 安倍首相と翁長知事は、集中協議の最終会合を行ったが、平行線のまま、協議は決裂。(集中協議は計5回) 12日 政府は、約1ヶ月間中断した辺野古移設の作業を再開。 10月13日 翁長知事が、辺野古沿岸部の埋め立て承認を正式に取り消し。 14日 沖縄防衛局が、埋め立て承認取り消しを不服として、国土交通相に審査請求と効力停止を申し立て。 28日 石井国土交通相が、翁長知事に承認取り消し処分を撤回するよう勧告。 29日 政府は辺野古沿岸部の埋め立ての本体工事に着手。 11月 2日 翁長知事は、第三者機関「国地方係争処理委員会」へ審査を申し出。 6日 翁長知事が、国土交通相の勧告を拒否。 9日 石井国土交通相が、翁長知事に対し、埋め立て承認取り消し処分を撤回するよう指示。 11日 翁長知事は、石井国土交通相に指示を拒否する文書を送付。 12日 政府は、辺野古沿岸部の海底ボーリング調査を再開。 13日 第三者機関「国地方係争処理委員会」初会合。 17日 石井国土交通相は、埋め立て承認取り消し処分の撤回を翁長知事に求め、福岡高裁那覇支部に提訴。 24日 沖縄県は、政府が辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しの効力を停止したことに対し、停止取消を求める訴えを起こす方針を固めた。(時事通信)